

平成 24 年 11 月 6 日

日本海信用金庫

「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」認定について

日本海信用金庫（理事長 吉本 晃司）は、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うため、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の申請を平成 24 年 10 月に致し、平成 24 年 11 月 5 日付で認定を受けました。

中小企業を巡る経済環境が大きく変化するなか、新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は、一層多様化・複雑化しています。

これらの経営課題に対応するには、財務及び会計等の専門的知識を有する者による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっています。

今後も更に地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援を図ることは、金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、金融仲介機能を発揮して、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を積極的に取り組んでまいります。

※ 本件に関するお問い合わせ先

日本海信用金庫 審査管理部

担当：小川・長澤・原田

電話番号 0855—22—1854